

松江市ガス事業民間譲渡（基本方針）にかかる説明会（令和5年11月）

主な質疑応答・ご意見

Q1. 都市ガス事業を民営化した場合、

- ・都市ガスの供給が止まりますか。
- ・都市ガスから民間のLPガスに変えなければなりませんか。
- ・何か手続きが必要ですか。
- ・何が変わりますか。

A1.

- **都市ガス事業はなくなりません。**都市ガスを将来にわたって安定的に継続していくために民間譲渡を行います。
- 都市ガス事業の経営者が「松江市（公営企業）」から「民間企業」に代わることとなります。
- お客様による**手続きは原則不要**です。
- 現在の**保安・料金水準は維持**したうえで、**公営ではできないサービス**が受けられるようになります。（新たなサービスは、譲渡先事業者の提案により決まります。）

Q2. 民営化により、料金が上がるのではないですか。

A2.

- **本市の料金を近隣民間都市ガス事業者と比較した場合**、本市は、基本料金は低いですが、一般家庭の平均的使用量である20 m³では**中位**であり、民営化後も**料金値上げは想定していません。**（→リンク先【ご質問④】参照）
- **西日本で公営は本市だけ**です。公営が集中している千葉県・新潟県（全国の公営17者中10者）では、近隣で天然ガスが自噴しているため、公営による安価で持続的な都市ガス供給が可能となっています。本市では、原料輸送コストがかかっているため、**近隣の民間都市ガス事業者と比較して低い料金水準ではなく、料金面でも公営である意義が薄れてきています。**（→リンク先【ご質問②】参照）
- 福井市・金沢市の先例では、5年間料金据置を公募条件とされましたが、譲渡先からの提案により10年間据置となった実績があります。本市においても、**一定期間の料金据置の条件や、値下げ提案への加点**を事務局案として、現在、市議会において継続審査していただいている松江市ガス事業譲渡先選定委員会（以

下、「譲渡先選定委員会」という。)に提示したいと考えています。

- 譲渡先へ料金水準(基本料金)の維持・引下げは求める考えですが、**毎月の料金に原料価格や為替変動を反映させる「原料費調整制度」**は、全国の都市ガス事業者が導入しており、**公営・民営によらず変わりはありません。**(→リンク先「[ガス料金の仕組み](#)」参照)
- 国も競争による価格引き下げを目的に、H28 電気、H29 ガスの小売り自由化を導入しており、この点からも料金値上げは想定されていません。

Q3. 民間事業者では、保安水準が低下するのではないですか。

A3.

- 保安水準はガス事業法や日本ガス協会によりルール化されており、**どの都市ガス事業者でも同じ保安体制・水準**(例:365 日体制、24 時間)となります。
- 現在、全国の都市ガス事業者 195 者中、公営は 17 者(1 割未満)であり、販売量では 98%以上が民間事業者により供給されています。都市ガス業界は全国的に**民間主体で安全・安定な供給が行われている実績**があります。(→リンク先「[【ご質問①】](#)」参照)
- 一般ガス導管事業の事業譲渡にあたっては、経済産業大臣の**認可基準**である**技術的能力**を有す譲渡先を選定する必要があり、**都市ガス事業の実績のある事業者の参画が必要**となります。(→リンク先「[ガス事業法 第四十二条\(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割\)](#)」参照)
- 本市ではガス本支管耐震化率が 95%以上となり、事故対応減による経験不足の懸念がある中、多数の対応事例や独自の研修機関等を有す**一定規模以上の民間事業者の方が技術力は高い**と考えます。

Q4. 民間事業者に老朽化したガス施設の維持・更新が可能ですか。

A4.

- 譲渡先選定委員会で、**資本力のある譲渡先を選定**してまいります。

- 本市はガス本支管耐震化率が95%を超え、100年以上使用できると言われているポリエチレン管への更新も進んでいます。総延長243.3kmのうち、未更新は10km未満であり、民営化後、直ちに導管更新に多額の支出を要す状況ではありません。
- 現在の製造設備は、天然ガスへの燃料転換時に更新してから約20年経過しており、40年(残り20年)程度で更新時期を迎えると言われていています。先に老朽化を迎える他事業者の状況を見ながら、長寿命化を図ることが可能と考えます。
- どの都市ガス事業者も「総括原価方式」を採っており、維持管理費を含め料金に反映しています。将来のお客様負担の増嵩を抑えるためには、顧客数の維持が必要であり、そのためにも民営化した方が好ましいと考えます。

Q5. 民間事業者は、顧客減や設備更新で不採算となった場合、速やかに都市ガス事業を廃止・撤退するのではないですか。

A5.

- 譲渡先選定委員会において、本市よりも安定経営が可能な事業者を選定してまいります。
- ガス事業法により、一般ガス導管事業の休止または廃止には経済産業大臣の許可が必要となっており、次の事業譲渡先を手当てする等、公共の利益が阻害されるおそれがない場合でなければ許可が下りないこととなっています。(→[リンク先「ガス事業法 第四十四条\(事業の休止及び廃止並びに法人の解散\)」参照](#))
- 都市ガス事業者は、民間であっても公益事業としての矜持を持ち、事業継続のための取組みを進めており、直近の天然ガスへの燃料転換後、公営から民営化された都市ガス事業が廃止された事例はありません。
- 一方、公営であっても、顧客減少と料金値上げの負の循環に陥れば、事業継続が危ぶまれます。なお、都市ガス供給戸数は市総世帯数の13.3%であり、本市一般会計からの財政支援(税金拠出)によりガス事業会計へ赤字補填を行うことは、ガス局の受益者以外の市民の理解を得ることが難しいと考えます。

Q6. 現在のガス局は黒字経営なのに、なぜ民営化が必要なのですか。

A6.

- 現在、ガス事業の負債は 20 億円あまりとなっており、赤字になってからでは、負債を上回る額での譲渡が困難になります。現在も顧客が減少し、事業価値が低下し続けていることから、できるだけ早いタイミングでの事業譲渡が適切であると判断しました。都市ガスの供給戸数は市総世帯数の 13.3%ですが、負債額以上の譲渡価格で事業譲渡できなければ、残った負債を全市民で負担しなければならなくなる懸念があります。
- 経営が悪化してから民間譲渡してもサービス向上は望めませんが、今のタイミングであれば同じ料金水準でサービス向上が望めると考えています。
- 人口減少・ガス機器効率化等により都市ガスの需要縮小が見込まれる中、都市ガス業界の統一見解として、今後都市ガス事業だけでは事業継続は困難であり、電気小売りやサービス多様化による顧客維持・収益増が必要とされています。一方、公営は国の通達により「本業と密接に関係する」「本業に支障を生じない」「採算性を有す」附帯事業しか実施できないため、将来的に経営が成り立たなくなると考えています。(→リンク先「国通達 第一章地方公営企業法の施行に関する取扱いについて 第一節三(三)(四)附帯事業」参照)

Q7. 譲渡先の見込みはありますか。

市内に譲渡先はありますか。

A7.

- 譲渡先選定委員会が設置された後、当該委員会においてスケジュール・公募条件等を決定することとしています。公募型プロポーザル方式を採用することとしており、現時点で譲渡先の市場調査は行っていません。
- 譲渡先選定委員会では、市場調査のうえ公募条件を検討するなど、複数事業者から応募いただけるよう工夫しながら進めていく考えです。応募がなかった場合は公営を継続し、再検討を行います。
- ガス事業法により、経済産業大臣の許可基準として、一般ガス導管事業を適確

に遂行するに足りる**経理的基礎**及び**技術的能力**が求められていることから、**都市ガス事業の実績のある事業者の参画が必要**と考えており、当該事業者は市外事業者となります。(→リンク先「[ガス事業法 第三十七条\(許可の基準\)](#)」参照)

- 福井市・金沢市の先例では、市内本社という条件が付され、複数事業者により新会社が設立されました。本市でも同様な条件を付した場合は、市外の都市ガス事業者が参画したうえで、市内事業者が中心となって新会社が設立されることも想定されます。

Q8. ガス局の工事を受注している承認工事業者はどうなりますか。

A8.

- 承認工事業者の協力がなければ市内工事や維持修繕は困難であるため、**ガス局としては、現在の協力関係を譲渡先に引き継ぐ**ことを公募条件の 1 つとして、事務局案を譲渡先選定委員会へ提示したい考えです。

C9. 説明会前は、民営化に否定的な印象を持っていましたが、全国で 9 割以上の事業者が民間であるということを知り、民営化が必然的な状況であることが理解できました。

A9.

- 責任を持って、本市にふさわしい譲渡先を選定してまいります。